

事例	タイトル	ガス名	機器名	作業区分	分類	発生日時	場所	状況（注記）	事故発生状況	被害状況	直接原因	背景要因	対策	教訓・戒め	抵触法規制	罰則	備考	法カテゴリ
教訓00	責任者の危険意識のなさが原因の事故	不明	消費設備（詳細不明）	消費	不明	不明	不明	保安義務不足	消費事業所で高圧ガスの事故が起き、調査官が「こんな現場で危険という意識はなかったんですか？」と叱責すると、事故企業の代表は「ガスのことはよくわからないから、全部ガス屋まかせだった」と答えた。	不明	点検不足、安全ルールの徹底不足など（推測）	企業体質、長期に亘る無事故、現場および責任者の危険予知不足	意識改革、自主的な安全確保努力が必要	安全を保とうという意識を持って、わからないなりに指導を受け努力することが重要	情報なし	業務上過失致傷などが想像される	被害の大きさではなく、安全意識と努力の有無で評価が変わる例	高圧ガス保安法
教訓01	消防法の届出が漏れていたため消防隊員が死傷した事例	硝酸アンモニウム、シアン化水素、硫化水素、アンモニア等	危険物倉庫	貯蔵	一般事故	2015年8月12日深夜	海外	消防法届出義務違反、違法保管、限度超過貯蔵	危険物倉庫で大規模爆発が発生。連続爆発により消防隊員、警察官、周辺住民に多数の死傷者。	死者165名（消防士99名、警察官11名、企業従業員および周辺住民55名）、行方不明者8人、負傷者798人、経済損失約69億人民元（約1250億円）	硝酸アンモニウムの違法保管による誤った消火作業、毒性ガス発生物質の限度超過貯蔵、化学物質の混在	法令軽視、安全管理体制の不備、危険物管理の認識不足	危険物届出の徹底、消防との情報共有体制構築	（参考まで）消防法における危険物の届出は、規制のためではなく消火活動に当たる人の命を守るため。救援には正確な情報が必須	（当該国法規）消防法相対の届出義務違反	不明（責任者はたんに拘留された）	高圧ガス保安法外事故。シアン化水素や硫化水素、アンモニア発生による大気汚染も発生	高圧ガス保安法外
事例1	兵庫駅ガス爆発大炎上事故	酸素、アセチレン	酸素容器、アセチレン容器	移動（積込作業前）	事故	1918年（大正7年）4月6日午前8時37分	兵庫駅構内	高圧ガス保安法以前の事故。容器の安全性未検証	貨車への酸素容器積込作業中に突然容器が爆発。貨物車両炎上、多数の死傷者発生。	作業員含む三十数名死傷、第11号上屋屋根貫通	陸軍（大飯工廠）製造による酸素ガスの破損、隣に置かれていたアセチレン容器の破壊、誘爆	第一次世界大戦による酸素需要急増、輸入停止による容器不足、国内製造容器の安全性未検証	鉄道省が他の貨物と酸素容器の混載を禁止、容器の木枠固定義務化、輸送時の安全基準見直し	法基準の必要性	高圧ガス法規制以前	情報不足	高圧ガス規制法（壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法）制定につながった歴史的事故	高圧ガス保安法以前
事例2	芝白金台アンモニアボンベ爆発事故	アンモニア	アンモニア容器	移動（運搬）	事故	1918年（大正7年）9月12日午前11時頃	芝白金台町1丁目1番地先（現・東京都港区白金台）	高圧ガス保安法以前の事故。過充填、温度管理不備	荷馬車でアンモニア容器運搬中に爆発。馬が驚いて暴走し、落下した容器が連鎖的に爆発。	小学生2名即死、その他数名重軽傷	アンモニアガスの過充填、炎天下での運搬による温度上昇	過充填、温度管理の重要性認識不足、事故発生時の対応知識不足	容器の温度管理や輸送方法の見直し、安全対策強化	法基準の必要性	高圧ガス法規制以前	情報不足	高圧ガス規制法（壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法）制定のきっかけとも言われる歴史的事故	高圧ガス保安法以前
事例3	CEの安全弁本弁を閉めたため起こった爆発	液化窒素	液化窒素貯槽（CE：コールドエバポレータ）	貯蔵	保安事故	1992年8月28日午後9時50分頃	北海道石狩郡石狩町食品工場	安全弁元バルブ閉止（してはいけない操作）	液化窒素貯槽（CE）が破裂。工場半壊と周辺に広範な被害。	工場半壊、半径約400m以内の25棟の窓ガラス・シャッター・外壁損壊、CE破片が最大約350m飛散、人的被害なし	安全弁元バルブを含む全バルブの閉止、外部からの侵入熱による圧力上昇	情報不足（教育不足）	安全弁操作の教育徹底	してはいけないことをした！安全装置を動作させないよう運用するのは、ついていないのと同じ	情報不足	情報不足	幸い無人時間帯の事故で人的被害なし	高圧ガス保安法
事例4	超低温容器の爆発事故（京都の病院）	液体酸素	医療用超低温酸素容器（LGC）	貯蔵	保安事故	2004年1月13日	京都府山科区の総合病院	容器損傷による漏洩・急速気化	病棟から離れた倉庫内で医療用超低温酸素容器が爆発。周辺建物に被害波及、火災も発生。	10名軽傷、周囲の窓ガラス破損、隣接家屋とバイク延焼、置場の鉄製扉片方が原型を留めぬほど破損	容器のネックチューブに亀裂、液体酸素の漏洩と急速気化	転倒や衝撃による容器損傷、200度近い温度差による急激な気化	容器点検／廃棄基準の強化、転倒防止措置	LGCの構造の脆弱性、長期使用には内部（内装・配管）破損も疑う必要性	なし	なし		高圧ガス保安法
事例5	横須賀ガスセンターLGC爆発死亡事故	液体酸素	LGC容器（約175リットル、重量約132kg）	製造（洗浄・液抜き作業）	保安事故	2016年9月10日午前9時50分頃	神奈川県横須賀市久里浜（JR駅～約450m）	不良容器の使用、単独作業での危険作業	液体酸素の入ったLGC容器の洗浄・液抜き作業中に容器が爆発。	作業員1名が死亡、爆発音と白煙が発生も火災には至らず	不良容器の使用、内部配管から真空槽への漏洩	単独作業での危険作業実施、不良容器からの液化ガス回収作業	KHK主導で破損LGCの自主廃棄基準徹底が推進	LGCの構造の脆弱性、真空槽へのガス漏れが突如数百倍の膨張破裂を起こす危険を立証	なし	なし	現場近くの住民は「爆弾でも落ちてきたのかと思うくらいすごい音」と証言	高圧ガス保安法
事例6	超低温容器の転倒事故	液化炭酸ガス	LGC容器（充填済み約250～300kg）	移動（納品）	一般事故	2015年7月1日	愛知県内	容器転倒による下敷き	炭酸ガス容器に液を充填後、納品のため客先へ移動中にスロープで転倒し作業員が下敷き。	作業員1名死亡（詳細の原因は不明）	容器の転倒	充填済LGCの重量（約250～300kg）に対する認識不足	移動器具の充実、二人作業の必要性	なにがなんでも転倒を止めようとするのは危険。	なし	なし		高圧ガス保安法
事例7	酸素ガス消費設備での調整器爆発事故	酸素	酸素ガス消費設備、調整器	消費（点検作業）	保安事故	2003年7月23日	山形県の産業廃棄物処理施設	バルブの急な開閉（消費基準違反）、調整器点検不良	焼却炉補助燃料用として使用する酸素ガス消費設備の点検作業中、調整器が爆発し作業員が負傷。	作業員1名負傷、調整器破損	高圧ボンベの切り替えバルブによる断熱圧縮、調整器内の付着物発火	バルブの急な開閉を禁じた消費基準違反、調整器の点検不良（付着物の堆積）	バルブ操作の教育徹底、調整器・配管内部等の点検・掃除、開放時調整器の前に立たないルールの確立	法規制の意味（理屈）を理解し、安全になるよう遵守（形だけ守るのではない）	一般則・その他消費の基準「充填容器等のバルブは、静かに開閉する」に違反	命令者と作業者に各30万（貯蔵違反と見られれば50万以下の罰金）以下、再罰規定で同額の罰金	2名作業中、1名が点検、1名がバルブ操作担当	高圧ガス保安法
事例8	認識不足の例（ガス臭い場所での喫煙）	都市ガス（メタン等）	ガス管	生活	保安法外事故	2023年7月3日	東京・新橋にあるビルの2F飲食店	高圧ガス保安法外事故。基本的な危険認識の欠如	ガス臭のある部屋で喫煙により爆発事故発生。3階で工事中の水道業者がガス管接続部を外し、2階飲食店天井付近にガスが充満。店長がガス臭いと思いがらタバコを吸おうとライターをつけたら爆発。	店の従業員と通行人のあわせて5人が負傷、部屋は火災と爆発で大破	男性店長はガス臭いと思いがらタバコを吸おうとライターをつけたら爆発した	基本的な危険認識の欠如（当該店舗ではガスの使用がなかった）	ガス臭いと思ったら、ガス漏れを疑う（ただし昨今、ガスを使用した人間ばかりとは限らない）	（高圧ガス保安法外）業務上過失傷害、業務上失火	警視庁は現場責任者ら2人を業務上過失傷害と業務上失火の疑いで書類送検	高圧ガス保安法上の事故ではないが、基本的な危険認識の重要性を示す事例	高圧ガス保安法外	
事例9	可燃物の入った容器を溶断・爆発死亡事故	酸素、可燃性ガス	ガスバーナー、ドラム缶	消費（溶断作業）	一般事故	2023年10月25日午後1時45分頃	愛知県八幡浜市八代のリサイクル会社	引火性危険物の除去不足、安全措置未実施	廃材のドラム缶をバーナーで切断中に爆発が発生し、作業員が死亡。	作業員1名（40歳）死亡	引火性危険物の除去不足、必要な安全措置未実施	安全管理体制の不備	切断前の内容物確認徹底、安全措置のルール化等	見えない危険予知が不足していた。危険防止措置義務違反	労働安全衛生法違反で会社と代表取締役が書類送検	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（事業者）は頻繁に発生している	類似事故（内容物不明／可燃物のガス切断・爆発）は頻繁に発生している	労働安全衛生法
事例10	ドラム缶切断時の爆発事故	酸素、可燃性ガス	バーナー、ドラム缶	消費（解体作業）	一般事故	2015年12月15日午前10時35分頃	名古屋市港区潮島町名古屋港橋永ふ頭の金属加工会社作業場	残留ガス確認不足、切断前の安全確認不足	作業員がバーナーを使用してドラム缶を解体のため切断中、内部に残存していたガスに引火して爆発。ドラム缶が回転しながら30～40m上空まで飛び上がる。	作業員（55歳）が顔面負傷、軽傷	ドラム缶内に充満していたガスへの引火	ドラム缶内部の残留ガス確認不足、切断前の安全確認不足	切断前の内容物確認・置換徹底、安全措置のルール化等	見えない危険予知が不足していた。危険防止措置義務違反	労働安全衛生法（火気使用作業の安全措置）	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（事業者）と再罰規定で同額の罰金	「ボン」という地響きを伴う大きな爆発音が発生	労働安全衛生法
事例11	ごみ処理施設での溶接作業火災事故	酸素、可燃性ガス	溶接設備、ベルトコンベヤー、絶縁油タンク	消費（溶接作業）	保安法外事故	2015年10月23日午前10時40分	岐阜市のクリーンセンター粗大ごみ処理棟	火気使用管理不足、周辺可燃物の危険性評価不足	施設点検整備中、保守点検業者の作業員2名がベルトコンベヤー下の腐食した鉄板の溶接作業を行っていたところ出火。約2時間後に爆発も発生。約9時間後に鎮火。	4階建て建物（延べ4253平方メートル）の屋根と壁の一部焼損、4階の絶縁油タンクで爆発、人的被害なし	溶接作業による出火、絶縁油への引火による二次爆発	点検整備時の火気使用管理不足、周辺可燃物（絶縁油）の危険性評価不足	周囲の状況確認など	保守点検業者の現場責任者を業務上失火の疑いで書類送検。	情報不足	裁判で約7億5000万円の損害賠償支払い命令（岐阜市からの請求は47億円）	市内唯一の粗大ごみ処理施設の機能停止	その他
事例12	タンカー爆発事故	酸素、可燃性ガス	原油運搬タンカー（998t、全長81m）	消費（溶断作業）	保安法外事故（海難）	2014年5月29日午前9時20分頃	兵庫県姫路市の節磨港沖約6km（播磨灘）	高圧ガス保安法外事故。火気作業前の安全確認不足	原油運搬タンカーにおいて、相生港で原油荷下りし後、和歌山県下津港へ向かう途中、待機中の作業中に爆発炎上。	船長（64歳）死亡、61歳船員が全身やけどで意識不明の重体、23～66歳の3名重傷	作業時の火花が、タンクに残存していたガスに引火	危険物（原油）荷下りし後のタンク内残留ガスの危険性評価不足、火気作業前の安全確認不足	姫路海上保安部が「危険物積載船等安全集中点検期間」を設定、「タンカー爆発事故対応合同訓練」を実施	高圧ガス保安法外（船上・海上）	不明	高圧ガス保安法外事故。姫路港内には危険物専用岸壁20か所、年間約3,400隻の危険物積載船	高圧ガス保安法外	
事例13	多摩市建設現場大規模火災	酸素、可燃性ガス	ガスバーナー、ガスボンベ	消費（溶断作業）	保安法外事故	2018年7月26日午後1時50分頃	東京都多摩市唐木田1丁目の建設中オフィスビル	「火気厳禁」場所での火気作業実施、作業手順の問題	地下3階でガスバーナーによる鉄骨切断作業中、火花が床下のウレタン断熱材に引火。約5000平方メートルが焼失し、建物全体に急速に延焼。	作業員5名死亡、約40名負傷（うち約25名重症）、建物約5000平方メートル焼失、消防車両約70台出動	鉄骨切断作業の火花が床材や防火シートの隙間から落下、ウレタン断熱材への引火	施工者が平成29年6月に類似火災を経験し安全規定を作成済みも機能せず、「火気厳禁」場所での火気作業実施、作業手順の問題（ウレタン施工後の溶断作業実施）	燃えにくいものでも燃やす溶接溶断エネルギー	業務上過失致死傷	警視庁が業務上過失致死傷容疑で捜査	2人1組作業（1名切断、1名消火担当）で実施も初期消火失敗。建物内でガスボンベ破裂音発生	労働安全衛生法	
事例14	産廃処理工場での長時間火災	酸素、可燃性ガス	溶接・溶断設備	消費（解体作業）	保安法外事故	2024年2月18日午後6時頃	北九州市若松区響町	溶接スパッタによる時間差着火の可能性	産業廃棄物処理施設で火災が発生し22時間継続。前日の解体作業後、無人時に発生。	金属スクラップ約1万2500立方メートル焼失、けが人無し（無人）	午後5時半頃まで行なわれていた鉄くずやステンレスなどの解体作業	溶接スパッタの高エネルギーによる時間差着火の可能性	作業終了後の残火確認・火気監視時間の延長【要調査】	燃えにくいものでも燃やす溶接エネルギー！スパッタは難燃物に対しても着火源となり得る【キャッチコピーより】	【要調査】	【要調査】	一度着火すると消火困難	その他
事例15	キノコ工場での配管溶接火災事故	酸素、可燃性ガス	ガスバーナー、発泡ウレタン断熱材	消費（溶接作業）	保安法外事故	2015年4月26日午前11時30分頃	北海道苫小牧市あけぼの町5ホクト苫小牧第1きのこセンター	発泡ウレタン使用箇所での火気作業、火気使用工事の許可制度の不適切な運用	工場1階の放冷室で冷却装置の入れ替え工事中、配管の溶接作業により発泡ウレタン断熱材に引火。約15時間半後に鎮火。	作業員4名死亡（40～60代）、建物内部ほぼ全焼	鋼管のガスバーナー溶接作業時の火花が壁や天井の発泡ウレタンに引火	高い燃焼性を持つ発泡ウレタン使用箇所での火気作業、火気使用工事の許可制度の不適切な運用、1998年の類似事故の教訓が活かされず	火気使用工事の許可制度（Hot work permit）の適切な運用が必要	密閉した空間の火気使用！発泡ウレタンは着火すると急速に燃え広がる【キャッチコピーより】	労働安全衛生法（火気使用作業の安全措置）【要調査】	死因は全員シアン化水素中毒（発泡ウレタン燃焼により発生）	労働安全衛生法	

事例16	土砂運搬船バラストタンク内溶断作業死亡事故	酸素、可燃性ガス	アセチレンガス・酸素溶断設備	消費(溶断作業)	保安法外事故(海上)	2015年5月22日 午前9時50分頃	千葉県館山市の館山港に停泊中の土砂運搬船「光徳」	高圧ガス保安法外事故。火災防止措置未実施、密閉空間での安全対策不備	船後部の甲板下バラストタンク内で油圧パイプの油漏れ修理のため、アセチレンガスと酸素を使用した溶断作業中に爆発発生。	作業員2名死亡(安西勝由さん66歳、安西貴博さん27歳)	溶断作業の火花が残存していた作動油に引火、密閉空間での溶断作業によるガス充満	事前の作動油除去等の火災防止措置未実施、密閉空間での火気作業における安全対策不備	密閉空間での作業前の可燃物除去徹底【要調査】	密閉した空間の火気使用！【キャッチコピーより】	労働安全衛生法違反で修理業者と取締役が書類送検	書類送検、館山署が業務上過失致死の疑いで捜査	高圧ガス保安法外事故。両作業員とも一酸化炭素中毒により死亡	高圧ガス保安法外
事例17	溶射のボンベ漏洩爆発事故	酸素、アセチレン	アセチレンガスボンベ、酸素ボンベ、ほろ付きトラック	移動(保管中)	保安法事故	2015年2月24日 午後3時25分頃	秋田県大館市下川原字向野の特別養護老人ホーム建設現場	ガスボンベ元栓確認不足、換気不十分な場所での危険物保管	特養ホーム建設工事中、トラック荷台に積載していたアセチレンガスボンベからガスが漏洩し爆発。現場責任者が荷台に上がってガスの元栓を閉めようとした直後に爆発。	作業員①(46歳)が全身やけどで約1ヶ月後に多臓器不全で死亡、作業員②(39歳)が頭蓋骨折折の重傷、作業員③④が軽傷、約100m離れた小学校の窓ガラス2枚が破損	アセチレンガスボンベの元栓確認不足によるガス漏れ、通気性の悪いほろ付きトラック荷台での危険物保管の不備	会社幹部による危険性の認識があったにもかかわらず是正せず、換気不十分な場所での危険物保管、安全管理体制の不備	元栓確認の徹底、通気性確保【要調査】	法規制を一つずつ遵守！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法違反で現場責任者(死亡)を書類送検、労働安全衛生法違反で会社社長と安全管理責任者を書類送検	書類送検	荷台にはアセチレンガスボンベ6本と酸素ボンベ3本を積載。漏洩したガスが静電気で引火した可能性も指摘	高圧ガス保安法
事例18	ろう付け溶接での労働災害事例	酸素、可燃性ガス	ろう付け溶接設備、種火用トーチ	消費(溶接作業)	一般事故	非公開	非公開	ガス溶接の無資格者による作業、接続方法の不備	ろう付け溶接を行うため、種火用トーチに着火したところ溶接設備が爆発し全身火傷。	作業者全身火傷	ろう付け溶接設備の接続方法などに不備	ガス溶接の無資格者による作業	有資格者による作業の徹底	資格なしの溶接溶断作業の禁止	労働安全衛生法(ガス溶接作業主任者資格要件)	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金(事業者:就業制限)及び従事者に50万円以下の罰金、さらに両罰規定で同額の罰金		労働安全衛生法
事例19	アセチレン吹管作業での労働災害事例	アセチレン	アセチレン吹管	消費(加熱作業)	一般事故	非公開	非公開	ガス溶接の無資格者による作業、吹管操作の不備、屋内での作業	鉄板の曲げ加工のため、アセチレン吹管に着火したところ漏洩したアセチレンガスが爆発。	休業者数:2人	吹管操作の不備、危険な環境(屋内)での作業、可燃性ガスの滞留	ガス溶接の無資格者による作業	有資格者による作業の徹底、換気の確保	資格なしの溶接溶断作業の禁止	労働安全衛生法(ガス溶接作業主任者資格要件)	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金(事業者:就業制限)及び従事者に50万円以下の罰金、さらに両罰規定で同額の罰金		労働安全衛生法
事例20	定期点検不履行による工場爆発事故	アセチレン	ガスボンベ、配管用ゴムホース	消費(金属加工)	保安法事故	2007年9月4日 午前9時30分頃	浜松市東区和田町の金属セラミック加工会社	定期点検・交換未実施	ガスボンベを使用した金属加工中に工場内で爆発。工場2棟が全半壊。	重傷2名を含む男性従業員ら4名が負傷、工場2棟全半壊	アセチレンガスの配管用ゴムホースの定期点検や交換未実施	機器全般の点検作業を怠る	定期点検の徹底、点検記録の管理【要調査】	高圧ガスは設備を使ってる！設備点検は命綱！【キャッチコピーより】	業務上過失致死傷罪【要調査】	会社役員と作業責任者が業務上過失致死傷罪で書類送検。約3年後に禁錮1年6月、執行猶予3年の判決		刑法
事例21	アセチレン充填工場の爆発事故	アセチレン	清浄安全器、アセチレン容器、充填設備	製造(充填)	保安法事故	2015年8月5日	山口県内	安全基本ルール遵守不足、安全装置の設備管理不備	従業員の安全基本ルール遵守不足、安全装置の設備管理不備による不作為等により爆発事故。	軽度の負傷1名、車両や工場・データ全焼、容器被災4300本(爆発700本、飛翔12本)、周辺地域120戸の停電、JR小野田線運行停止、家屋等の破損17件、車両58台、半径1.5km圏内にアスベスト等飛散	清浄安全器の水封機能喪失	長年にわたって大きな事故がなかったための安全意識低下、製造技術確立による慢心	安全装置の定期点検・機能確認の徹底	高圧ガス設備点検の重要性、日常の避難訓練による最小の人的被害	高圧ガス保安法(製造の方法に係る技術上の基準)	毎年避難訓練だけはしっかりやっていたため、軽度の負傷1名ですんだことは不幸中の幸い		高圧ガス保安法
事例22	飲食店でのガス爆発事故	プロパンガス(LPガス)	ガス管、LPガス設備	消費	保安法外事故	2020年7月30日 午前8時57分頃	福島県郡山市島2丁目の飲食店	高圧ガス保安法外事故。ガス管腐食、点検時の腐食見落としの可能性	店舗内にプロパンガスが漏れ、何らかの原因で引火し爆発。内装工事の男性が亡くなり、付近の住民ら男女19人が重軽傷を負った。	1名死亡、19名重軽傷、建物等の損害約13億5400万円	店内のガス管腐食による漏洩	点検時の腐食見落としの可能性、配管の違法設置の可能性	配管点検の強化、腐食対策【要調査】	高圧ガスは設備を使ってる！設備点検は命綱！【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)液化石油ガス法	業務上過失致死傷容疑で、店の運営会社の社長、ガス工事業者や法定点検を委託された保安機関の担当者ら4人を書類送検	県が作業会社等に立入検査、経産省から点検体制と設置状況に疑問提起	高圧ガス保安法外
事例23	ガスボンベ切断爆発事故	アセチレン	アセチレンボンベ、プレス機	廃棄(スクラップ処理)	保安法事故	2021年6月22日 午後5時前	岐阜市のスクラップ工場	残ガス容器の不適切処理	ガスボンベを切断中に爆発。	作業員1名(71歳)が顔にやけど	アセチレンボンベをプレス機にかけたため、残っていたガスが爆発した	なぜ危険なボンベがリサイクル工場へ持ち込まれたのか、こうした処理が日常におこなわれていたのではないか	容器の適切な返却・処理ルートの確立【要調査】	むやみにボンベを始末しないで！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法(容器の廃棄に関する基準)【要調査】	【要調査】	岐阜駅から1キロ余りの東海道本線沿いにあるリサイクル事業所での爆発	高圧ガス保安法
事例24	容器投棄による道路破裂事故	不活性ガス	高圧ガス容器	廃棄(不法投棄)	保安法事故	2006年7月	石川県内の市道	約28年前に充填した容器の不法投棄	埋設されていた高圧ガス容器が破裂し、道路損壊。	舗装道路2m四方がめくれあがり、付近の住宅土間・ブロック塀等が破損	約28年前に充填した容器の不法投棄	過去に田であった場所に容器を埋設、その後の土地利用変更(配送センター、宅地)	容器の適切な返却・廃棄の徹底【要調査】	むやみにボンベを始末しないで！老朽容器は時限爆弾/不発弾！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法(容器の廃棄に関する基準)、廃棄物処理法【要調査】	【要調査】	不活性ガスであったため火災や爆発には至らず	高圧ガス保安法
事例25	浄水場跡地での埋設容器破損事故	塩素	塩素ガスボンベ	廃棄(不適切な埋設処分)	保安法事故	2021年5月7日 午前7時40分頃	奈良県生駒郡斑鳩町の旧浄水場跡地	約50年前に埋設された容器の存在を把握できず	防火水槽設置工事中、パワーショベルによる掘削作業で地中に埋設されていた高圧ガス容器を破損。塩素ガスが漏洩し、作業員や周辺住民が被災。	穴の中で作業指示をしていた作業員2名が意識不明の重体、近隣住民と作業員ら計20名が救急搬送、周辺地域の通行規制実施	掘削作業(深さ1.5m)での埋設容器破損、容器上部のバルブ部分の破壊による塩素ガス漏洩	約50年前に埋設された容器の存在を把握できず、旧水道局による不適切な容器の処分(埋設)、土地売却時の危険物調査不足	町は管理責任を認め議会で謝罪、他の埋設容器の有無について追加調査を実施	「埋設廃棄容器は不発弾や地雷に等しい」	高圧ガス保安法(容器の廃棄に関する基準)	命令者と作業員に各30万(貯蔵違反と見られれば50万以下の罰金)以下、両罰規定で同額の罰金	発見された2本の容器は著しく腐食が進行	高圧ガス保安法
事例26	アセチレン容器紛失事故	アセチレン	アセチレンガス容器	移動(運搬中)	保安法事故	2024年6月26日	北海道南部から胆振地方	北海道の森町のコンビニから豊浦町の工事現場まで向かう移動中	トラックに積載していた間に、ボンベ1本を紛失した事に気付いた。高い可燃性を持つガスのため、警察が注意を呼びかけ。	容器1本(長さ約1.2m、直径50cm、茶褐色)の紛失	紛失原因は調査中	輸送時の管理不足(七日後、道中の草むらで発見)	積載・固定方法の確認、移動中の監視徹底	容器が盗難・紛失することも、ニュースとして市民に注意喚起する時代になっている	なし(適性に事故届されている)	一昔前と異なり、紛失もニュースとなる時代に。コンプライアンス意識の高まりにより社名公表リスクも	高圧ガス保安法	
事例27	豪雨による容器流出事故	LPガス	LPガスボンベ	貯蔵	保安法事故	2015年9月11日	茨城県常総市のLPガス販売会社「常総ガス」	自然災害への対策不備	豪雨により事務所が床上浸水し、保管中のガスボンベ約300本が流出	ガスボンベ約300本流出、道路脇に10本程度確認	豪雨による浸水	自然災害への対策不備	浸水対策、固定措置の強化	容器紛失(流出)も事故であり、事故届が必要	なし(適性に事故届されている)	発見時は触らずに通報を呼びかけ。栓は閉まっておき即時のガス漏れの危険性は低い	高圧ガス保安法	
事例28	豪雨によるLPガス容器流出事故(2018年西日本豪雨)	LPガス	LPガスボンベ	貯蔵	保安法事故	2018年7月	岡山県、愛媛県の被災地	想定を超える豪雨、保管場所の浸水対策不備	豪雨により計約2400本のLPガスボンベが川や海に流出	岡山県約1400本流出、愛媛県約1000本流出、山口県沖まで漂流、16日時点で2200本以上回収	河川氾濫による流出	想定を超える豪雨、保管場所の浸水対策不備	浸水対策の強化、災害時の回収体制整備【要調査】	容器は紛失しても事故！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法(容器の貯蔵に関する基準)【要調査】	【要調査】	船舶との衝突による爆発リスク、土砂崩れ現場での重機作業時の破損リスク有。2府4県で計15戸の埋没容器確認	高圧ガス保安法
事例29	魚市場での酸素容器爆発事故	酸素	酸素容器(高さ約1.5m、直径25cm)	貯蔵(長期放置)	保安法事故	2016年5月13日 午前7時頃	長崎市京治の長崎魚市場仲卸棟1階	10年以上の長期放置、法定点検未実施、所有者廃業	活魚用いけすの酸素供給に使用されていた高圧ガス容器が、10年以上の放置後に破裂。容器は約20メートル飛散し、建物に大きな被害。	男性3名(32~44歳)、女性1名(80歳)が負傷し病院搬送、天井約100平方メートル(10m四方)が崩落、近くの軽トラックのフロントガラスが破損	長期放置による容器の腐食劣化、高圧(大気圧の約150倍)に耐えられなくなった容器の破裂	所有者の廃業による管理の中断、経済的理由による返却拒否、販売店担当者の退職による交渉中断、高圧ガス保安法で定められた年1回の点検未実施	全国高圧ガス溶材組合連合会が再発防止を指示	老朽容器は時限爆弾/不発弾！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法(容器再検査義務違反)【要調査】	県警が業務上過失傷害の疑いで捜査	事故発生30分早ければ、市場が混雑する時間帯で被害が拡大した可能性。過去50年間で腐食による酸素ボンベ破裂事故が13件発生	高圧ガス保安法
事例30	離島倉庫での容器破裂事故	酸素	高圧ガス容器(約40年前のもの)	貯蔵(長期放置)	保安法事故	2016年8月21日 PM7時頃	兵庫県南あさ市の離島	約40年前の容器を放置、所有者の移転による管理放棄	長年使用していない倉庫内で容器が破裂し火災発生	倉庫火災	容器の腐食による破裂、約40年前の容器を放置、所有者の移転による管理放棄、引継ぎ不備	離島での高圧ガス入手の困難さ、返却もたいへん、以前も島内で多数の放置容器が報告された	容器管理の引継ぎ徹底、離島での回収体制整備【要調査】	老朽容器は時限爆弾/不発弾！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法(容器再検査義務違反)【要調査】	【要調査】	所有者刻印やTYマークもない時代の容器。潮風による自然腐食	高圧ガス保安法
事例31	猛暑によるヘリウム容器破裂事故	ヘリウム	ヘリウム容器	貯蔵(長期放置)	保安法事故	2020年8月16日 午後4時45分頃	山梨県南アルプス市	容器の長期放置、温度管理不備	個人宅の物置で長年放置されていたヘリウム容器3本のうち1本が破裂	倉庫の壁損壊、近隣住宅の扉損壊	猛暑(39.5℃)による圧力上昇	容器の長期放置、温度管理不備	容器の適切な返却・保管場所の温度管理【要調査】	処理には思わぬ代償が！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法(容器の貯蔵に関する基準)【要調査】	【要調査】	残り2本も危険な状態で、近隣20戸避難の上で処理を実施	高圧ガス保安法

事例32	放置酸素容器的残ガス処理事故	酸素	酸素容器（長さ約1.4m、直径約20cm、重量約60kg）	廃棄（残ガス処理）	保安事故	2013年2月23日午後1時20分頃	大阪府東大阪市加納7丁目の運送会社の資材置場	不適切な残ガス処理方法、約2年以上の容器放置	放置されていた酸素容器的残ガス処理作業中、バルブ本体が破損して容器がロケット状態で飛行。約5m離れた場所で作業中の従業員に直撃し、さらに約13m飛ばされる重大事故が発生。	山田正二郎さん（65歳）が死亡、容器は約13m飛散	不適切な残ガス処理方法（フォークリフトで容器を横置きし、パイレンチでバルブ操作）、バルブ本体の破損による高圧ガスの急激な放出	約2年以上の容器放置、容器管理体制の不備、安全な残ガス処理手順の不遵守、高圧ガスの危険性に関する認識不足	残ガス処理は専門業者へ依頼、安全な処理手順の徹底【要調査】	処理には思わぬ代償が！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法（廃棄に関する技術上の基準）【要調査】	【要調査】	容器表面に錆が発生。元従業員が別事業者から入手し車両修理用として使用後、放置。不適切な残ガス処理による典型的な重大事故事例	高圧ガス保安法
事例33	東名高速でのガスボンベ落下爆発事故	LPガス	LPガスボンベ約120本	移動（運搬中）	保安事故	2022年9月28日早朝	愛知県東名高速道路豊田JCT付近	不適切な積載方法、ガスボンベの固定不備	検査済みLPガスボンベの返却輸送中、急ブレーキにより荷台のガスボンベ約120本が道路上に散乱。漏洩したガスに引火し、前方で渋滞停車中の車両2台を巻き込む大規模火災に発展。	1名死亡、50代男性2名が軽傷、トラック2台と大型トレーラー1台が炎上	不適切な積載方法（荷台前方への積載）、ガスボンベの固定不備（運転席側の壁との間に隙間）、急ブレーキによるボンベの落下と漏洩	運搬時の安全措置不履行、高圧ガス輸送に関する安全管理体制の不備、会社としての安全確認体制の欠如	積載・固定方法の確認徹底、無関係の他人の命に関わる事故に！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法違反で運転手と会社を書類送検	運転手（29歳）を当初過失運転致死傷容疑で逮捕後、処分保留で釈放。翌年6月、運転手（30歳）と会社を高圧ガス保安法違反で書類送検	積載違反は人身事故の有無に関わらず刑事責任を問われる事例	高圧ガス保安法	
事例34	中央道LPガスボンベ散乱事故	LPガス	LPガスボンベ計35本（20kg、30kg、50kg）	移動（運搬中）	保安事故	2012年10月6日午前10時45分頃	山梨県大月市の中央自動車道下り線（談合坂SA付近）	車線変更時の運転操作ミス	4トントラックが車線変更時に横転。積載していた計35本のLPガスボンベが散乱し、一部が爆発・炎上。50kgボンベ1本が道路外に飛び出し、約200m離れた小学校まで飛散。	2本が爆発、4本が炎上（約35分後に鎮火）、50kgボンベ1本が鳥沢小学校グラウンドの学級菜園に落下、小学校屋上の防水シート破損、上野原IC→大月JCT間が約3時間通行止め、10km超の渋滞発生、人的被害なし	車線変更時の運転操作ミス（左に寄り過ぎて右に急ハンドル）	ボンベの固定方法や積載状態の詳細不明	安全運転の徹底、積載・固定方法の確認【要調査】	無関係の他人の命に関わる事故に！【キャッチコピーより】	一般則第50条（移動に係る技術上の基準）【要調査】	【要調査】	飛散したボンベは亀裂が入り、ガス噴出の勢いで飛んだとみられる。小学校ではサッカークラブ活動中、近隣保育所では運動会実施中（園児81名が避難）	高圧ガス保安法
事例35	東北自動車道での高圧ガス輸送車両多重事故	LPガス	LPガス容器計51本（50kg×42本、20kg×1本、15kg×8本）	移動（運搬中）	保安事故	2015年6月25日午前9時45分頃	静岡県裾野市千福の国道246号バイパス交差点	交差点における出会い頭衝突、車両横転による容器的路上散乱	LPガス容器を積載したトラックが交差点で乗用車と出会い頭に衝突。横転により容器が散乱し、一部からガス漏洩・着火、その後の連鎖的な容器破裂により大規模火災に発展。	トラック運転手の渡辺功さん（54歳）が焼死、乗用車運転手（82歳）が軽傷、トラック全焼、ガスボンベ6本が破裂、数十本が炎上、約10時間の道路通行止め	容器落下時の衝撃によるバルブ部損傷・緩み、漏洩ガスへの金属火花による着火、火災による容器的連鎖的破裂	高齢ドライバーによる信号無視、交差点における出会い頭衝突、車両横転による容器的路上散乱	交通安全教育の徹底【要調査】	ボンベを落としただけで人命が！【キャッチコピーより】	過失運転致死罪【要調査】	乗用車運転手を過失運転致死罪で起訴。静岡地裁で禁錮2年6月、執行猶予3年の有罪判決	積載容器全て残ガス容器。3～4回の爆発音を周辺住民が確認	刑法
事例36	立体駐車場解体現場でのガスボンベ暴走事故	液化炭酸ガス	消火用液化炭酸ガスボンベ（重さ約100kg、長さ約1.75m、直径約30cm）	移動（積み込み作業）	保安事故	2007年9月8日午前11時20分頃	大阪市平野区のバチンコ店の立体駐車場解体現場	重機による不適切な容器移動、バルブ保護キャップ未装着	解体工事中、駐車場備え付けの消火用液化炭酸ガスボンベをショベルカーでトラックに積み込み作業中に落下。栓が外れてガスが噴出し、ボンベが回転しながら暴走。	通行人男性（27歳）が頭部打撲で重傷、2名の通行人が転倒し足の打撲など軽傷、コンビニ店2店舗のガラス計3枚破損、コンビニ店内の男子中学生2名がガスを吸い1名が体調不良で搬送、約150メートルにわたり暴走	重機（ショベルカー）による不適切な容器移動、バルブ保護キャップ未装着での作業	大型容器的安全な移動方法の認識不足、作業手順の不備	容器的適切な移動方法の教育、バルブ保護キャップの装着徹底【要調査】	ボンベを落としただけで人命が！【キャッチコピーより】	業務上過失傷害【要調査】	業務上過失傷害容疑で警察が捜査	高圧ガスの圧力エネルギーの危険性を示す典型例	刑法
事例37	プロパンガスボンベ積載車両爆発事故	プロパンガス（LPガス）	プロパンガスボンベ8本、ワゴン車	移動（運搬中）	保安事故	2017年8月6日午後10時頃	東京都練馬区長崎市の新青梅街道（西武新宿線上井草駅北東約500m）	不適切な積載方法、消火器未設置、警戒標未掲示	祭りの屋台で使用したプロパンガスボンベを積載したワゴン車が信号待ち中に爆発・炎上。周辺の住宅に被害が及ぶ大規模な事故に発展。	乗員2名（40代）が全身・喉にやけどで負傷、車両全焼、周辺マンションの窓ガラス破損、駐車車両のフロントガラス破損	不適切な積載方法（座席間にボンベを置き、上にゴミを載せて固定）、消火器未設置	法定の安全措置不履行、高圧ガス移動に関する認識不足	通気性の確保、適切な積載方法の徹底【要調査】	密閉空間で移動はふてほど！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法違反で運転手を書類送検	2018年2月、運転手（食品卸売会社取締役42歳）を高圧ガス保安法違反で書類送検	ボンベ8本中4本にガス充填。埼玉県朝霞市の祭り終了後の移動中に発生。"ミサイルのような音"、"地震のような揺れ"と目撃者が証言	高圧ガス保安法
事例38	乗用車トランクでのLPガス不適切輸送爆発事故	LPガス	ガスボンベ2本	移動（運搬中）	保安事故	2023年12月18日午前7時30分頃	長崎市三川町の市道	乗用車トランクでの輸送（通風確保義務違反）	建築現場へLPガスボンベを輸送中、信号待ち停車中の普通乗用車のトランクで爆発。密閉空間での不適切な高圧ガス輸送による事故。	運転手（70代男性）と同乗者（60代男性）がガス吸入により救急搬送、車両大破、爆発の衝撃で近隣会社の窓ガラス破損	トランク内での高圧ガス漏洩、密閉空間内でのガス充満、不適切な輸送方法（乗用車トランクでの輸送）	高圧ガス保安法で定められた輸送基準の不遵守、密閉空間（乗用車トランク）での危険物輸送、通風確保義務に関する認識不足、建築会社の安全教育・管理体制の不備	通気性の良いトラックでの輸送、適切な輸送方法の教育【要調査】	密閉空間で移動はふてほど！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法（移動に係る技術上の基準）通風確保義務違反【要調査】	【要調査】	建築会社従業員が仕事現場へ向かう途中に発生。ボンベ自体に破損なし。事例37（2017年）の教訓が活かされていない典型的な違反事例	高圧ガス保安法
事例39	フロン取り扱い事業所での行政処分事例	フロンガス	-	-	保安法違反	2010年3月11日	三重県四日市	事故報告義務違反	フロンガスの漏洩事故の報告漏れにより行政処分	-	事故報告義務違反	法令認識不足	事故報告義務の周知徹底【要調査】	思わぬ大損害！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法（事故報告義務）【要調査】	行政処分	事故そのものより報告漏れが問題となった例	高圧ガス保安法
事例40	高圧ガス製造になるとは知らず無許可操業	液化ガス	-	製造（無許可）	保安法違反	2010年4月29日	三重県内工場	高圧ガス製造許可なしでの操業	液化ガスが0.2MPa超の状態でも無許可操業	2ヶ月の操業停止、月損失8億円	高圧ガス製造許可なしでの操業	法令理解不足	法令の理解・確認の徹底【要調査】	思わぬ大損害！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法（無許可製造）【要調査】	2ヶ月の操業停止	法令違反による経営上の重大損失例。2014年に死亡者5名負傷者13名の事故を起こしている	高圧ガス保安法
事例41	チタン製造工場の操業停止	特ガス	-	製造（無許可）	保安法違反	2010年5月8日	兵庫県	無許可での高圧ガス取扱	無許可での高圧ガス取扱により操業停止	3ヶ月の操業停止、月損失8億円	高圧ガス関連の無許可操業	法令理解不足（おそらく上記違反発覚により指摘があった）	法令の理解・確認の徹底【要調査】	思わぬ大損害！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法（無許可製造）【要調査】	3ヶ月の操業停止	チタン製造最大手の事例	高圧ガス保安法
事例42	容器検査所での製品回収事例/営業停止	-	ボンベ、バルブ	検査	保安法違反	2010年5月20日	三重県四日市市	検査不備（規定未満の圧力で気密試験を実施）	検査不備により厳重注意処分するとともに製品回収を指示される（一部のボンベなどの検査で規定未満の圧力で気密試験を実施した）	検査所登録更新見送り、事実上の営業停止	検査体制の不備	回収するボンベやバルブは、最大で約18,000本にのぼる	検査体制の強化、検査記録の管理【要調査】	思わぬ大損害！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法（容器検査に関する基準）【要調査】	検査所登録更新見送り（事実上の営業停止）	検査業務の重要性を示す事例	高圧ガス保安法
事例43	群馬県内ガス業者の登録取消処分	LPガス	LPガス容器	貯蔵	保安法違反	2017年1月10日	群馬県渋川市	容器保管義務違反	液化石油ガス法で定められた容器的保管を怠り、行政処分	販売事業登録取消、約700顧客への供給停止の恐れ	容器的保管義務違反	法令遵守意識の欠如	法令遵守の徹底【要調査】	思わぬ大損害！【キャッチコピーより】	液化石油ガス法（容器的保管に関する基準）【要調査】	販売事業登録取消	県内初の事業登録取消処分事例	液化石油ガス法
事例44	LPG容器への酸素違法充填爆発事故	酸素、LPG	10kg LPG容器、酸素容器、アセチレン容器	消費（違法移充填）	保安事故	2004年6月4日14時頃	長野県木曾郡	高圧ガス保安法第48条第4項違反（違法移充填）	消費者所有の作業小屋前で、購入した酸素の返却期限が迫っていたため、10kg LPG容器に酸素を違法移充填。容器内の残存LP油分と酸素が反応し爆発。	作業者が左手首切断、腕と肋骨を骨折し重傷、同様の不正充填の疑いのある容器2本は自衛隊により爆破処理、爆破処理時に半径700m以内約30戸避難	LPG容器への酸素の違法移充填、容器内残存LP油分と酸素の爆発的反応	溶接趣味の無資格者による不適切な高圧ガス取扱、過去にも同様の違法充填を実施、販売事業者による消費者への適切な周知不足	消費者への周知徹底、違法行為の監視強化【要調査】	違法行為で手首切断！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法第48条第4項違反	【要調査】	清掃作業用として酸素を不正使用。容器返却期限切れ回避目的の違法行為	高圧ガス保安法
事例45	大規模大麻栽培施設（炭酸ガスの利用）	炭酸ガス	LED照明、送風・換気装置、電動給水設備等	消費（違法栽培に使用）	犯罪事例	2013年（複数事例）	全国（仙台市、神奈川県、群馬県、大阪府など）	高圧ガス保安法外事故。大麻取締法違反	建設会社建物、マンション、倉庫等で大規模な室内栽培施設を構築。LED照明、送風・換気装置、電動給水設備等の本格的な栽培設備を設置。	-	危険ドラッグ規制強化による代替需要	水耕栽培キットの安価な入手可能性、家庭園芸人気の高まり	炭酸ガスの不審な大量購入への注意喚起【要調査】	こんな悪用が！【キャッチコピーより】	（高圧ガス保安法外）大麻取締法【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故。警察の検挙件数は減少も1件当たりの押収量は増加傾向。栽培の産業規模化が進行	高圧ガス保安法外
事例46	漁港での酸素違法充填事故	酸素	7立方メートル容器、小型容器	製造（違法充填）	保安事故	2016年8月12日早朝	鳴門市の漁港近隣倉庫	約10年間にわたる違法な移充填作業の継続、法定検査未実施、製造許可・届出なし	活魚運搬用の小型容器へ7立方メートル容器から酸素を違法充填中に容器が破裂	作業員1名が足を骨折する重傷	腐食により耐性を失った容器への急速充填	約10年間にわたる違法な移充填作業の継続、法定検査未実施、製造許可・届出なしでの充填作業	違法充填の監視強化、漁業関係者への周知【要調査】	容器検査があるから安全なのに！【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法（無許可製造、容器再検査義務違反）【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法上の製造行為として許可または届出が必要	高圧ガス保安法

事例47	スクーバ用容器違法充填事故	圧縮空気	スクーバ用容器、充填設備	製造(違法充填)	保安事故	2015年4月16日	充填設備所在地	法定検査未実施、充填設備経営者に無断での単独作業	個人所有のスクーバ用容器に圧縮空気を無断で単独充填中に容器破裂	作業者が頭部負傷で重体、充填室内部破損、屋根に穴が開き吹き抜け状態	腐食が進行した容器への充填	法定検査未実施、充填設備経営者に無断での単独作業、容器の管理不備	容器検査の徹底、充填設備の管理強化【要調査】	容器検査があるから安全なのに…【キャッチコピーより】	高圧ガス保安法（無許可製造、容器再検査義務違反）【要調査】	【要調査】	2016年にも類似の重傷事故発生。違法充填の氷山の一角との懸念あり	高圧ガス保安法
事例48	川口市マンションガス爆発事故	都市ガス	ガス栓、ガス設備	自殺	事故(故意)	2024年7月18日午後8時30分頃	埼玉県川口市並木のマンション3階	高圧ガス保安法外事故。自殺目的でのガス栓開放、不十分な換気状態での火気使用	居住者が自殺目的でガス栓を開放後、考えを改め換気。その後の喫煙により爆発。マンション内外に大規模な被害が発生。マンション内外に大規模な被害が発生。マンション内外に大規模な被害が発生	居住者と住民ら計8名負傷、室内の壁・天井破損、ベランダ・階段部分崩壊、建物全体の窓ガラス多数破損、60m圏内の建物の窓ガラス破損、74世帯148人が一時避難	故意のガス栓開放(自殺意図)、室内に充滿したガスへの火気(タバコ)の接触	不十分な換気状態での火気使用、室内ガス濃度の危険性認識不足	【要調査】	迷惑な自殺未遂!【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)公務執行妨害【要調査】	容疑者は病院搬送時に警察官に暴行し公務執行妨害で逮捕	高圧ガス保安法外事故。違法充填の氷山の一角との懸念あり	高圧ガス保安法外
事例49	大塩天然炭酸水井戸死亡事故	二酸化炭素(天然)	天然炭酸水井戸(深さ約4m、水深約3m)	その他(観光地での採水)	保安事故	2019年8月15日午前5時10分頃	福島県金山町大塩 公共の井戸「大塩天然炭酸水」	高圧ガス保安法外事故。転落防止用の網がめくり上げられていた状態	観光名所として知られる天然炭酸水の井戸で、炭酸水を汲みに来ていた親族2名が転落し死亡。	2名死亡(77歳、49歳)、死因は水死	井戸内の高濃度二酸化炭素による意識喪失の可能性、井戸への転落	転落防止用の網がめくり上げられていた状態、井戸内部に足掛けステップ設置(下降可能な構造)、早朝の単独作業	転落防止措置の強化、二酸化炭素濃度の注意喚起【要調査】	炭酸ガス中毒は8%~昏睡【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故。県内外から観光客が訪れる有名スポット。24時間無料開放	高圧ガス保安法外
事例50	ホテル駐車場消火設備誤作動事故	二酸化炭素(CO2)	二酸化炭素消火設備、立体駐車場エレベーター	修理(消火設備の誤操作)	保安事故	2020年12月22日午前9時50分頃	名古屋市中区ホテル地下立体駐車場	高圧ガス保安法外事故。消火設備の機能に関する認識不足、作業者への安全教育不足	立体駐車場エレベーターのチェーン交換工事中に、現場監督が消火設備の起動ボタンを誤って押し、二酸化炭素(CO2)消火ガスが放出。	作業員1名(51歳)が死亡、作業員やホテル従業員など計11名が病院搬送	消火設備の誤作動(火災がないのに起動)、CO2消火ガスの放出による酸欠状態の発生	消火設備の機能に関する認識不足、作業者への安全教育・指導の不足、作業手順の不備	2023年4月1日に消防法施行令が改正(閉止弁の設置、CO2の危険性を示す標識の設置義務化、緊急停止装置の設置義務化等)	炭酸ガス中毒は8%~昏睡【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)業務上過失致死傷【要調査】	駐車場管理会社の現場監督(31歳)と業務監督者(49歳)を業務上過失致死傷容疑で書類送検	高圧ガス保安法外事故。同種事故が2021年1月と4月に東京都内で発生し計6名死亡	高圧ガス保安法外
事例51	コールドボックス酸欠死亡事故	窒素(液体窒素)	液体窒素冷却式コールドボックス(14.8m×5.0m×4.0m)	消費(保冷剤補充作業)	保安事故	非公開	非公開	高圧ガス保安法外事故(労働災害)。窒素ガス除去前の点検作業実施、酸素濃度未測定、保護具未使用	液体窒素冷却式コールドボックスの保冷剤補充作業時、液体窒素噴出停止前に点検口から内部を覗き込み、窒素ガス吸入で意識を失い転落死亡。	作業員1名が酸欠欠乏症により死亡	窒素ガス除去前の点検作業実施、酸素濃度未測定、空気呼吸器等の保護具未使用	作業手順書の未整備、被害者は酸欠欠乏危険作業主任者の資格保有も職務不履行、現場作業者判断での危険作業実施を許容する安全管理体制の欠陥	インターロック等の安全装置設置、作業主任者の能力向上教育	労働安全衛生法でも決まっている【キャッチコピーより】	労働安全衛生法(酸欠欠乏症等防止規則)【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故(労働災害)。通常は精留装置停止・液体窒素噴出停止後に作業実施。酸素濃度18%以上確保が必要	高圧ガス保安法外
事例52	ステンレス管内での炭酸ガスアーク溶接中毒事故	炭酸ガス(一酸化炭素発生)	ステンレス管(内径470-550mm)、炭酸ガスアーク溶接設備	消費(溶接作業)	保安事故	非公開	非公開(企業構内)	高圧ガス保安法外事故(労働災害)。一酸化炭素発生の危険性認識不足、作業マニュアル未整備	ステンレス管内部に上半身を入れて継手部の炭酸ガスアーク溶接作業中、約4時間後に作業者が体調不良となり、病院で一酸化炭素中毒と診断。	作業員1名が一酸化炭素中毒で入院	炭酸ガスの熱分解による一酸化炭素発生、管内での一酸化炭素ガスの滞留、不適切な換気対策	事業者・作業員の一酸化炭素発生の危険性認識不足、作業マニュアル未整備、適切な呼吸用保護具の未使用(防じんマスクのみ使用)、親企業の下請け業者への安全衛生指導不足	一酸化炭素用防毒マスクや送気マスク等の適切な保護具使用、換気対策の徹底	労働安全衛生法でも決まっている【キャッチコピーより】	労働安全衛生法(有害物質への暴露防止)【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故(労働災害)。酸素濃度18%以上、一酸化炭素濃度5000ppm以下の管理基準	高圧ガス保安法外
事例53	首相官邸への車両突入未遂事件	アセチレン、プロパン	アセチレン容器、プロパン容器、ガソリン、火炎瓶、車両	悪用(テロ行為)	犯罪(テロ)	1992年4月	首相官邸	高圧ガス保安法外事故。テロ行為未遂	アセチレン、プロパン、ガソリン100リットル、火炎瓶を積載した車両による突入未遂	未遂のため被害なし(トラック台焼失)	危険物の悪用企図	宮沢喜一内閣が推進していた天皇訪中に反対するテロ活動	テロ対策、不審な購入への注意喚起【要調査】	刑法で裁かれ刑務所行き!【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)刑法(テロ関連法規)【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故。国内では入手しやすいガスボンベのテロ用武器への転用が危惧される	高圧ガス保安法外
事例54	警察署でのガスボンベ爆発事件	LPガス等(カセットボンベ)	カセットボンベ	悪用(テロ行為)	犯罪(テロ)	2014年1月~4月	札幌市内	高圧ガス保安法外事故。カセットボンベの犯罪目的使用	警察署駐車場の車両下にカセットボンベを仕掛けて爆発させる	器物損壊	カセットボンベの犯罪目的使用	—	【要調査】	刑法で裁かれ刑務所行き!【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)器物損壊罪、爆発物取締罰則等【要調査】	2016年3月に懲役18年の判決	高圧ガス保安法外事故。「札幌ガスボンベ連続爆破事件」として知られる	高圧ガス保安法外
事例55	列車妨害事件	LPガス小容器	高圧ガス容器	悪用(列車妨害)	犯罪(列車妨害)	2017年3月5日	香川県のJR予讃線	高圧ガス保安法外事故。高圧ガス容器の犯罪目的使用	特急列車の線路上にガスボンベを置き、列車と衝突	車両の一部損傷、乗客の負傷なし	高圧ガス容器の犯罪目的使用	—	【要調査】	刑法で裁かれ刑務所行き!【キャッチコピーより】	列車往来危険罪(最高で死刑または無期懲役、法定刑2年以上の重罪)【要調査】	高圧ガス保安法外事故	高圧ガス保安法外	
事例56	ATM爆破強盗事件(海外事例)	酸素、アセチレン	酸素容器、アセチレン容器	悪用(犯罪使用)	犯罪(犯罪使用)	2013年3月~11月	海外	高圧ガス保安法外事故。ガスの犯罪目的使用	酸素とアセチレンガスをATMに注入し爆破して現金を強取	被害総額約1億4000万円、実行犯9人中7人逮捕	高圧ガスの犯罪目的使用	ガスの入手容易性、証拠隠滅の容易さ	ガス販売時の本人確認・使用目的確認【要調査】	流通も厳しい目で提供制限を!【キャッチコピーより】	(海外法規)強盗罪等【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故。オーストラリア、ブラジル、チリでも類似事件発生	高圧ガス保安法外
事例57	金庫破り事件(国内事例)	酸素、可燃性ガス	ガスバーナー、バール	悪用(犯罪使用)	犯罪(犯罪使用)	2013年(2月28日夜~3月1日早朝)	自動車販売店(その他多数の事例あり)	高圧ガス保安法外事故。ガス溶断具の犯罪目的使用	ガスバーナーとバールを使用して金庫破り	現金約63万円盗難	ガス溶断具の犯罪目的使用	同様の事例は多数ある。犯罪者に溶断ガスのセットが簡単に入手できないよう、販売業界に工夫が必要	販売時の本人確認・使用目的確認【要調査】	流通も厳しい目で提供制限を!【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)窃盗罪等【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故。報道は少ないが同様事例は頻繁に発生している	高圧ガス保安法外
事例58	自販機窃盗事件(国内事例)	酸素、可燃性ガス	ガスバーナー	悪用(犯罪使用)	犯罪(犯罪使用)	5月28日~31日	宮城、山形両県	高圧ガス保安法外事故。ガスバーナーの犯罪目的使用	清涼飲料水の自動販売機の釣銭口にガスバーナーで加熱し窃盗	5台の自販機から計約1万円盗難	ガスバーナーの犯罪目的使用	同様の事例は多数ある。犯罪者に溶断ガスのセットが簡単に入手できないよう、販売業界に工夫が必要	販売時の本人確認・使用目的確認【要調査】	流通も厳しい目で提供制限を!【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)窃盗罪等【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故。類似例多数	高圧ガス保安法外
事例59	自殺目的でのヘリウムガス犯罪使用事例	ヘリウム	業務用ヘリウムガスボンベ、ビニール袋	悪用(犯罪使用)	犯罪(犯罪使用)	2023年10月2日未明	富山市婦中町牛滑の住宅	高圧ガス保安法外事故。業務用ヘリウムガスの違法使用	インターネットで購入した業務用ヘリウムガスボンベを使用した殺人事件。ビニール袋とヘリウムガスを使用して低酸素脳症を引き起こした。	6歳女兒が死亡	業務用ヘリウムガスの違法使用、インターネットでの高圧ガス容器の無制限購入	業務用高圧ガスのインターネット販売における本人確認・使用目的確認の不備、ヘリウムガスの危険性に関する一般認識の不足、自殺方法のインターネット上での拡散	インターネット販売における本人確認・使用目的確認の強化【要調査】	流通も厳しい目で提供制限を!【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)殺人罪【要調査】	2024年1月19日の裁判で被告人は起訴内容を認める	高圧ガス保安法外事故。インターネットで事前に殺害方法を調査。危険物のインターネット販売における規制強化の必要性を示す事例	高圧ガス保安法外
事例60	違法ヤードでの高圧ガス使用と事故リスク	酸素、アセチレン	酸素容器、アセチレン容器	消費(違法解体に使用)	犯罪(違法解体に使用)	継続的な問題	全国の違法ヤード(高い塀で囲まれた違法解体場)	高圧ガス保安法外事故。無資格者による高圧ガスの取扱い	外国人窃盗団による盗難車両の解体作業において、盗難または横流しされた酸素・アセチレンガスが違法に使用される事例。無資格者による危険な溶断作業により事故リスクが高い。	盗難車両の迅速な解体による所有者被害、事故発生時の近隣住民への二次被害、ガス容器破裂による周辺地域への被害	無資格者による高圧ガスの取扱い、事故発生時の作業者逃亡による初期消火不能、火災時の容器放置による破裂・飛散	組織的な犯罪インフラの存在、高圧ガス容器の盗難・横流し、消費事業所からの不正流出、違法就労者による無資格作業	違法ヤードや車両盗難団とおぼしき、各種許可を持たないところには販売を控えるよう業界でルールを作る。アセチレンユーザーにおける盗難防止や横流し(貸与)も厳しく制限	流通も厳しい目で提供制限を!【キャッチコピーより】	(高圧ガス保安法外)窃盗罪、盗品等関与罪、出入国管理法違反等【要調査】	【要調査】	高圧ガス保安法外事故。警察からガス業界団体への協力要請実施。販売店からの供給遮断後、消費工場からの横流しや容器盗難が増加。容器管理と盗難防止の重要性を示す	高圧ガス保安法外